

変更に係る届出書(令和 7 年度)

基本情報

フリガナ	シャカイフクシホウジンシュジンカイ			
法人名	社会福祉法人守人会			
法人所在地	〒 355-0811			
	比企郡滑川町羽尾4738-2			
フリガナ				
書類作成担当者				
連絡先	電話番号	0493-56-5636	E-mail	komine@shinrinen.or.jp

処遇改善計画書の内容について、次のとおり変更するので、必要書類を添えて届け出ます。

1 変更が生じた日	令和	7	年	10	月	1	日																												
2 届出を行う理由	・①～⑥のうち、届出を行うすべての項目に○印を記入すること。 ・①～⑤に係る変更があった場合には、「記載すべき事項」欄に定める事項を「3 変更の概要」欄に記載して届け出ること。また、本届出書と併せて、変更内容に応じた「提出すべき書類」を、変更事項を反映した上で提出すること。 ・⑥に係る変更のみである場合には、実績報告書を提出する際に、⑥に定める事項を記載した本紙を付して届け出ること。 <table><thead><tr><th colspan="2">変更事項</th><th>記載すべき事項</th><th>提出すべき書類</th></tr></thead><tbody><tr><td>①</td><td>【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更</td><td>—</td><td>・別紙様式2-1</td></tr><tr><td>②</td><td>【対象事業所に関する事項】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)</td><td>—</td><td>・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び(5) ・別紙様式2-2</td></tr><tr><td>③</td><td>【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)</td><td>キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容</td><td>・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2</td></tr><tr><td>○ ④</td><td>【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合</td><td>・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容。 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことによる内容</td><td>・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2</td></tr><tr><td>⑤</td><td>【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する</td><td>—</td><td>・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2</td></tr><tr><td>⑥</td><td>【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)</td><td>当該改訂の概要</td><td>—</td></tr></tbody></table>							変更事項		記載すべき事項	提出すべき書類	①	【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1	②	【対象事業所に関する事項】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び(5) ・別紙様式2-2	③	【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2	○ ④	【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容。 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことによる内容	・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2	⑤	【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2	⑥	【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—
変更事項		記載すべき事項	提出すべき書類																																
①	【法人等に関する事項】 会社法(平成17年法律第86号)の規定による吸収合併、新設合併等による、計画書の作成単位の変更	—	・別紙様式2-1																																
②	【対象事業所に関する事項】 複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における、当該申請に係る介護サービス事業所等の増減(新規指定、廃止等の事由による。)	—	・別紙様式2-1の2、3(1)、(2)及び(5) ・別紙様式2-2																																
③	【キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更】 キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する適合状況の変更(算定する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る。)	キャリアパス要件ⅠからⅢまでにに関する変更の内容	・別紙様式2-1の2及び3(1)から(6)まで ・別紙様式2-2																																
○ ④	【キャリアパス要件Ⅴに関する変更】 ・介護福祉士等の配置要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更 ・喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合	・介護福祉士等の配置要件の変更に係る部分の内容。 ・入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続したことによる内容	・別紙様式2-1の3(6) ・別紙様式2-2																																
⑤	【区分変更及び新規算定に関する事項】 ・算定する処遇加算の区分の変更を行う ・処遇加算を新規に算定する	—	・別紙様式2-1 ・別紙様式2-2																																
⑥	【就業規則に関する事項】 就業規則を改訂(介護職員の処遇に関する内容に限る。)	当該改訂の概要	—																																
3 変更の概要	令和7年10月1日から日常生活継続支援加算(Ⅰ)を算定することに伴い、介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)へ変更する。																																		

令和 7 年 9 月 26 日

(法人名)

社会福祉法人守人会

(代表者名)

守山里香

別紙様式2-1 (処遇改善加算 総括表)

提出先

埼玉県

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書(令和7年度)

1 基本情報

フリガナ 法人名	社会福祉法人守人会		
法人所在地	〒 355-0811 埼玉県比企郡滑川町羽尾4738-2		
フリガナ 書類作成担当者			
連絡先	電話番号	0493-56-5636	E-mail komine@shinrinen.or.jp

2 賃金改善計画:加算額以上の賃金改善について(全体)

令和7年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額	
① 令和7年度の加算の見込額	(a) 46,363,752 円
② 令和6年度の加算額のうち、令和7年度の賃金改善に充てるために繰り越す予定の額	(b) 0 円
③ 令和7年度の賃金改善に充てる必要がある加算の見込額(賃金改善が必要な額)(a + b)	(c) 46,363,752 円
④ 令和7年度の賃金改善の見込額 (③の額以上となること。介護人材確保・職場環境改善等事業から人件費に充てた額を除く。)	(d) 46,400,000 円

【記入上の注意】

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のペースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認めている。令和7年度に繰り越す予定の額を(b)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- (d)には、令和6年度からの繰り越し分(b)の配分を含め、令和7年度に実施する賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

3 介護職員等処遇改善加算の要件について

(1)月額賃金改善要件Ⅰ(処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「①月額賃金改善要件Ⅰ」の欄から転記		
① 令和7年度の処遇改善加算Ⅳ相当の見込額の1/2	15,175,380 円	
② 令和7年度の加算による賃金改善の見込額のうち、月額賃金改善による額 (①の見込額以上となること)	15,180,000 円	

【記入上の注意】

- 令和7年4月以降の処遇改善加算の配分方法のうち、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)で行っている賃金改善の総額を記入してください。

(2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

※令和7年3月時点で処遇改善加算Ⅴ(1)・(3)・(5)・(6)・(8)・(10)・(11)・(12)・(14)を算定していた事業所のみ

別紙様式2-2「②月額賃金改善要件Ⅱ」の欄から転記	
---------------------------	--

(3)キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ(任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(4)キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記(詳しい要件の内容は参考シートを参照)

○

(5)キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件)【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記

○

☐
☐
☐
☐

(6)キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記

○

(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

☐☒

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。 期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

		○
本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。		
令和 7 年 9 月 26 日	法人名 社会福祉法人守人会	
	代表者 職名 理事長	氏名 守山里香

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について		
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること		○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ(任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ(介護福祉士等の配置要件)を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明		
必要な項目が全て選択されていること		○
誓約・記名が行われていること		○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 社会福祉法人守人会

【記入上の注意】

・「オレンジ色」[ピンク色]のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 埼玉県

⑥キャリアハラス要件Ⅳについて(令和7年度の算定予定)について

改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数	6
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	5

処遇改善加算(見込額)の合計(円)	40,383,752	円
うち、処遇改善加算算出額の1/2(見込額)の合計(円)	15,175,380	円
うち、処遇改善加算算出額の1/2(見込額)に相当する額(円)	0	円

【記入上の注意】
・改善後の賃金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による賃金改定額を基に確認すること。

介護保険 事業所番号	指定者 名	事業所の所在地 都道府県 市区町村	事業所名	サービス名	一単位 あたりの 介護報酬 加算額(円)	令和7年3 月時点の算 定区分	令和7年4月以 降に 算定する処遇改 善加算の区分	加 算 率	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算 の見込額(円) (a×b×c×d)	キャリアハラス要件					介護福祉士等の配 置要件の状況が分 かる加算の算定状 況
											①月額賃金要件Ⅰ	②月額賃金要件Ⅱ	③キャリアハ ラス要件Ⅰ・Ⅱ	④キャリアハ ラス要件Ⅲ	⑤キャリアハ ラス要件Ⅳ	⑥キャリアハ ラス要件Ⅴ
1	117200128	埼玉県 鴻巣市	特別養護老人ホーム群衆園	介護老人福祉施設 サービス	1,339,200	10.14 処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和7年9月(6ヶ月)	11,080,848	3,666,459	○	○	○	○	0
2	117200128	埼玉県 鴻巣市	特別養護老人ホーム群衆園	介護老人福祉施設 サービス	1,339,200	10.14 処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年10月～令和8年3月(6ヶ月)	11,067,768	3,666,459	○	○	○	○	3
3	117200133	埼玉県 鴻巣市	特別養護老人ホーム群衆園	介護老人福祉施設 サービス	791,200	10.14 処遇改善加算Ⅱ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	13,478,244	4,332,294	○	○	○	○	2
4	117201540	埼玉県 鴻巣市	短期入所事業所 群衆園	短期入所生活介護	241,920	10.17 処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,015,236	1,328,586	○	○	○	○	
5	117201540	埼玉県 鴻巣市	短期入所事業所 群衆園	介護予防短期入所 生活介護	519	10.17 処遇改善加算Ⅱ	13.6%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	8,664	2,862	○	○	○	○	
6	117201532	埼玉県 鴻巣市	デイサービスセンター 群衆園	地域密着型介護サービスセンター	406,600	10.14 処遇改善加算Ⅱ	9.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,574,064	1,590,966	○	○	○	○	1
7	117201532	埼玉県 鴻巣市	デイサービスセンター 群衆園	介護予防サービス(地域密着型)	19,068	10.14 処遇改善加算Ⅱ	9.0%	処遇改善加算Ⅰ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	213,420	74,220	○	○	○	○	
8	117201524	埼玉県 鴻巣市	訪問介護事業所 群衆園	訪問介護	46,560	10.21 処遇改善加算Ⅱ	22.4%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,277,760	413,562	○	○	○	○	0
9	117201524	埼玉県 鴻巣市	訪問介護事業所 群衆園	訪問介護サービス(地域密着型)	11,252	10.21 処遇改善加算Ⅱ	22.4%	処遇改善加算Ⅱ	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	308,748	99,972	○	○	○	○	
10									令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)							